

国民健康保険被保険者の方で令和5年11月以降に出産された方（予定の方も含む）へ

産前産後期間の国民健康保険料が減額されます！

令和6年1月から、出産する国保被保険者の保険料の所得割額・均等割額が産前産後期間の最大4ヶ月分（多胎妊娠の場合は最大6ヶ月分）減額されます。

●対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産（予定を含む）の国民健康保険被保険者の方が対象です。
※この制度の「出産」とは妊娠85日以上の分娩で、死産・流産（人工妊娠中絶を含む）、早産の場合も対象となります。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

●国民健康保険料の減額方法

- その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」という）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			出産予定月			
多胎の方			出産予定月			

※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から減額されます。

平等割額は減額されないため、産前産後期間の保険料が0円になるわけではありません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が減額されます。

令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

.....対象期間

- 保険料が減額される場合、納期末到来の部分の保険料から減額されます。

●届出に必要な書類

- 本人確認書類（マイナンバーカード・免許証等）
- おやこ健康手帳（母子健康手帳）
- 世帯主のマイナンバーがわかるもの
- 出産被保険者のマイナンバーがわかるもの
- 世帯主からの委任状
（※別世帯の代理人が申請に来られる場合）

【問い合わせ先】

国民健康保険課.....(086) 426-3281
児島支所内 国保介護課
.....(086) 473-1114
玉島支所内 国保介護課
.....(086) 522-8185
真備支所内 真備保健福祉課
.....(086) 698-5112
水島支所内 国保介護課
.....(086) 446-1123